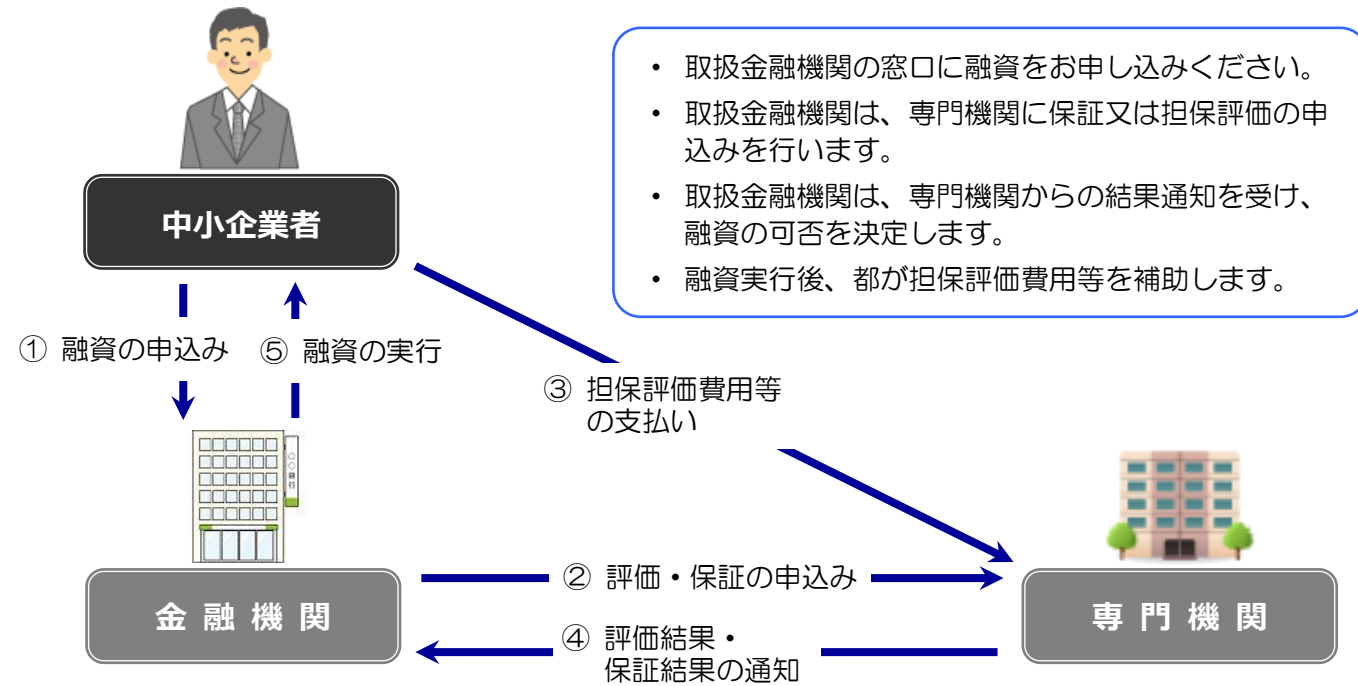


制度のしくみ



※ 担保評価機関を活用した融資については、債務の保証はなく、専門機関は評価のみを行います。
 ※ 担保評価機関を活用した融資については、担保動産の盗難や破損等のリスクを補償する保険を付保することができます。
 詳細は専門機関又は取扱金融機関へお問合せください。

ご利用いただける方 ※ 取扱金融機関により、ご利用いただける方が異なります。

- 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、対象業種を営む中小企業者又は組合（対象とならない業種：農林・漁業、金融・保険業、性風俗関連営業、宗教法人等）

※ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。

	製造業等	卸売業	サービス業	小売業
① 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
② 従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下

- 許認可等が必要な業種にあつては、当該許認可等を受けていること。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと。（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

その他の注意事項

- 取扱金融機関や専門機関が実施する実地調査等（モニタリング）に誠実に対応していただくことが、融資実行の条件となります。
- 以下の①～③のいずれかに該当する場合は、本制度を原則としてご利用いただけません。
 - ① 銀行取引停止処分を受けている場合（1回目の不渡りを出して、6か月を経過していない場合を含む。）
 - ② 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）
 - ③ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- 取扱金融機関は担保の種類ごとに異なります。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。
- このパンフレットは、東京都動産・債権担保融資（ABL）制度の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。

東京都 産業労働局 金融部 金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
 都庁第一本庁舎 19階北側 TEL 03-5320-4877
<https://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yyushi/abl/>

東京都 ABL

検索

QR 追加

「リサイクル適正Aマーク」
 および「Rマーク」挿入

印刷物規格表 第4類

印刷番号 ()

ABL (Asset Based Lending)

令和8年4月改定

東京都動産・債権担保融資制度のご案内

中小企業のみなさまが保有している**機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）**や**売掛債権、在庫**など様々な資産を**担保**として有効活用し、**事業資金**を借り入れることができます。不動産担保に頼らない都独自の融資制度です。

◆ 以下のような資産を担保として活用できます。

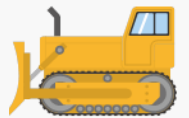
▶ 車両

トラック、バス、ミキサー車
タンクローリー 等



▶ 建設機械

クレーン、ブルドーザー
油圧ショベル 等



▶ 工作機械

旋盤、フライス盤、放電加工機
マシニングセンタ 等



▶ その他の機械・設備

再生可能エネルギー発電設備
印刷機、フォークリフト
プラスチック成型機 等



▶ 売掛債権

売掛金、受取手形 等

▶ 在庫

商品、製品、仕掛品
原材料 等



融資条件の概要

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	3億5,000万円（1企業あたり）
融資期間	機械・設備を担保とする場合：7年以内 （但し再生可能エネルギー発電設備を担保とする場合は15年以内） 売掛債権・在庫を担保とする場合：1年以内
融資利率	取扱金融機関ごとに定めます。
保証人	原則不要

※ 取扱金融機関により融資条件が異なります。詳細は、取扱金融機関にお問い合わせください。



ご利用の流れ

ステップ1 借入を希望される方は、まず取扱金融機関にお問い合わせください。

- 取扱金融機関（担保の種類ごとに異なります。詳細は右ページをご参照ください。）が、貴社が保有している動産や債権に関する詳細な情報をお伺いするなど、具体的なお相談に応じます。

ステップ2 専門機関が、動産や債権の状況を具体的に確認し、評価を行います。

- 取扱金融機関と提携した専門機関（保証機関又は担保評価機関）が、直接貴社を訪問するなどにより、動産や債権の担保価値等について具体的に評価を行います。
- 保証機関を活用する場合は、専門機関が債務の保証をするため、評価に加え、保証可否の審査を行います。
- 保証料及び担保物件の評価費用等は貴社のご負担となります。また、最終的に融資が実行されなかった場合でも、諸費用のご負担が生じる場合があります。（融資が実行された場合は、東京都が費用を補助します。詳しくは、下部をご覧ください。）

ステップ3 評価結果等に基づき、取扱金融機関が融資を実行します。

- 専門機関の評価結果に基づき、取扱金融機関が融資の可否や金額等を決定します。（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。）
- 融資実行に際して、担保となる動産や債権について、譲渡登記等の保全措置を行っていただきます。

ステップ4 担保物件について、定期的なモニタリングを行います。

- 取扱金融機関・専門機関が貴社を訪問するなど、担保物件の確認等（モニタリング）を行います。
- 担保物件である動産や債権の適切な保全に繋がるほか、取扱金融機関が貴社の事業の実情を深く理解することで、より緊密な関係を構築していきます。

【モニタリングの内容】

- 【機械・設備】 使用（稼働）状況、設置・保管状況 等
- 【売掛債権】 売掛先との取引内容や条件、売掛金の発生状況、売掛先からの入金状況 等
- 【在庫】 在庫の保管状況、品目別の数量・金額 等

本制度を幅広くご利用いただくため、東京都は次のような支援をしています。

- 担保物件の評価費用や保証料等の経費の**2分の1**を補助
（**小規模企業者***1 または **創業5年未満の中小企業**の場合は**全額**を補助）
- 補助金の上限*2は次のとおりです。

融資が実行された場合に限ります。

- ▶ 機械・設備を担保とする場合 融資額の**4%**
- ▶ 売掛債権を担保とする場合 融資額の**3.5%**
（ただし、小規模企業者が2,000万円未満の融資を利用する場合、**70万円**）
- ▶ 在庫を担保とする場合 融資額の**3.5%**
- ▶ 創業5年未満の中小企業の場合 融資額の**4%**

*1 **小規模企業者**とは、中小企業者（「ご利用いただける方」を参照）のうち、従業員数が製造業等30人以下（卸・小売・サービス業は10人以下）の事業者等です。

*2 補助金の上限は、年換算したものを記載しています。

本制度の専門機関・取扱金融機関

令和8年4月現在

	専門機関	担保の種類	取扱金融機関	
保証機関	GMO ペイメントゲートウェイ(株)	売掛債権	西武信用金庫	
	担保評価機関	トゥルーバフィナンシャルソリューションズ(株)	売掛債権・在庫 (一体評価)	足利銀行 阿波銀行
(株)帝国データバンク		売掛債権 ・売掛金 ・受取手形 等	足利銀行 阿波銀行 きらぼし銀行	静岡銀行 みずほ銀行
Tranzax(株)			朝日信用金庫 きらぼし銀行 京葉銀行 さわやか信用金庫	静岡銀行 城南信用金庫 西武信用金庫
(特非)日本動産鑑定		再生可能エネルギー 発電設備 ・太陽光発電設備 等	きらぼし銀行	城北信用金庫
(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン		在庫 ・商品、製品 ・仕掛品、原材料等	朝日信用金庫 足利銀行 阿波銀行 きらぼし銀行 京葉銀行 さわやか信用金庫	静岡銀行 城南信用金庫 城北信用金庫 西武信用金庫 千葉銀行
	あおぞら銀行 きらぼし銀行 京葉銀行 静岡銀行		千葉銀行 東日本銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行	
		機械・設備	あおぞら銀行 京葉銀行 静岡銀行	三井住友銀行 三菱UFJ銀行

【問い合わせ先】

朝日信用金庫：03-3862-7929	さわやか信用金庫：03-3742-0639	阿波銀行：03-3272-6891	城北信用金庫：03-3913-4022
東日本銀行：03-3273-6221	西武信用金庫：03-6382-7712	三井住友銀行：03-4333-6938	三菱UFJ銀行：050-3613-4758
あおぞら銀行：03-6752-1179			

※足利銀行、きらぼし銀行、京葉銀行、静岡銀行、城南信用金庫、千葉銀行、みずほ銀行につきましては、都内各店舗へお問い合わせください。